

久米南町高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3年3月

久米南町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画期間	2
1-4 計画の管理評価	2
1-5 他計画との関係	2
1-6 計画策定の体制	3
第2章 高齢者を取り巻く状況	4
2-1 高齢者の状況	4
2-2 アンケート調査結果	8
2-3 介護保険サービスの利用状況	16
第3章 高齢者施策の将来ビジョン	21
3-1 高齢者等の将来推計	21
3-2 基本方針	23
3-3 計画の目標	23
3-4 施策の体系	25
第4章 高齢者福祉施策の推進	26
4-1 健康づくり・介護予防の推進	26
4-2 地域で支え合うまちづくり(地域包括ケア体制)の推進	31
4-3 生きがいつくりの推進	37
4-4 安心して暮らせる環境整備の推進	38
第5章 介護保険事業の推進	44
5-1 介護サービス事業量の見込み	44
5-2 サービス給付費総額	48
5-3 第8期計画における第1号被保険者の介護保険料	52
5-4 介護給付適正化の推進	56

第6章 計画の推進のために	58
6-1 計画の推進方策	58
6-2 計画の進行管理	59
資料編	60
1 久米南町介護保険事業計画策定委員会	60
2 計画策定経過	63

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

本町では平成30年3月に「久米南町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取り組みを推進してきました。

今回策定する第8期計画では、いわゆる“団塊の世代”のすべてが75歳以上となる令和7年に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、“団塊ジュニア世代”が65歳以上となる令和22年を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

さらに、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、1人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）を視野に入れた取り組みも重要となっています。

これらを踏まえ、社会状況の変化を踏まえつつ、目指す将来像や理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、計画を策定しました。

1-2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に該当します。この計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健福祉施策全般を範囲とするものです。

介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に該当します。この計画は、65歳以上の要介護認定者等（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む。）が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

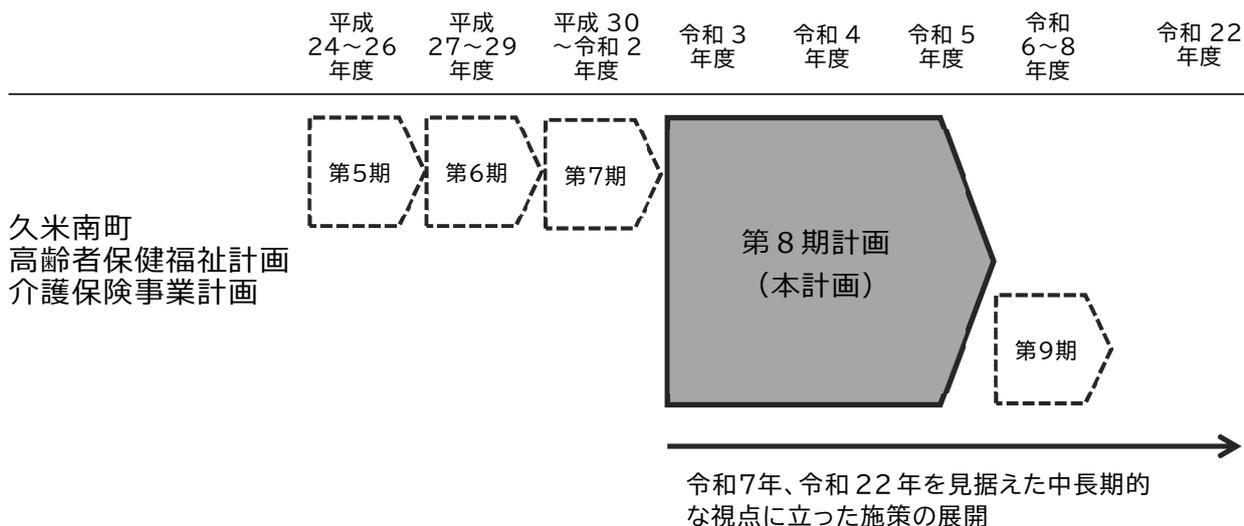
本町では、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

1-3 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、国や岡山県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

図表 1-1 計画の期間



1-4 計画の管理評価

各年度における事業実施状況を把握し、計画目標に沿ったサービスができるよう、町民の意見を反映させながら進行管理を行います。

また、3年ごとに行われる計画見直しの機会を捉えて、それまでの取り組みを評価するとともに、関係機関との連携を図りながら進めます。

1-5 他計画との関係

本計画は、最上位計画となる「久米南町第5次振興計画（後期基本計画：平成29～33年度）」をはじめ、「第8次岡山県保健医療計画」など国や県の関連計画との整合を確保します。

また、計画の推進にあたっては、町の関連計画（保健分野、障害分野等）と連携、調整を図っていきます。

1-6 計画策定の体制

(1)介護保険事業計画策定委員会

介護給付等サービス利用者の家族である第1号被保険者・第2号被保険者、町民、医療機関、福祉関係者、介護保険サービス事業者、行政機関の代表者で構成される「久米南町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画内容を協議しました。

(2)アンケート調査の実施

計画策定における基礎資料として、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の2種類を実施し、65歳以上高齢者や要支援認定者、在宅介護者の実態やニーズを把握しました。

図表 1-2 調査の実施概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	65歳以上高齢者、要支援認定者の中から500人を無作為抽出(久米南町在住)	在宅の要介護認定者等の中から26人を無作為抽出(久米南町在住)
調査方法	愛育委員による配布・回収、自己記入	認定調査員による聞き取り、自己記入
調査時期	令和2年4月～5月	令和2年4月～6月
調査対象地区	町内全域	町内全域
調査票配布数	500	26
回収票数	461	26
回収率	92.2%	100.0%

(3)パブリックコメントの実施

計画内容について、町民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和2年12月21日(月)から令和3年1月21日(木)まで、計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く状況

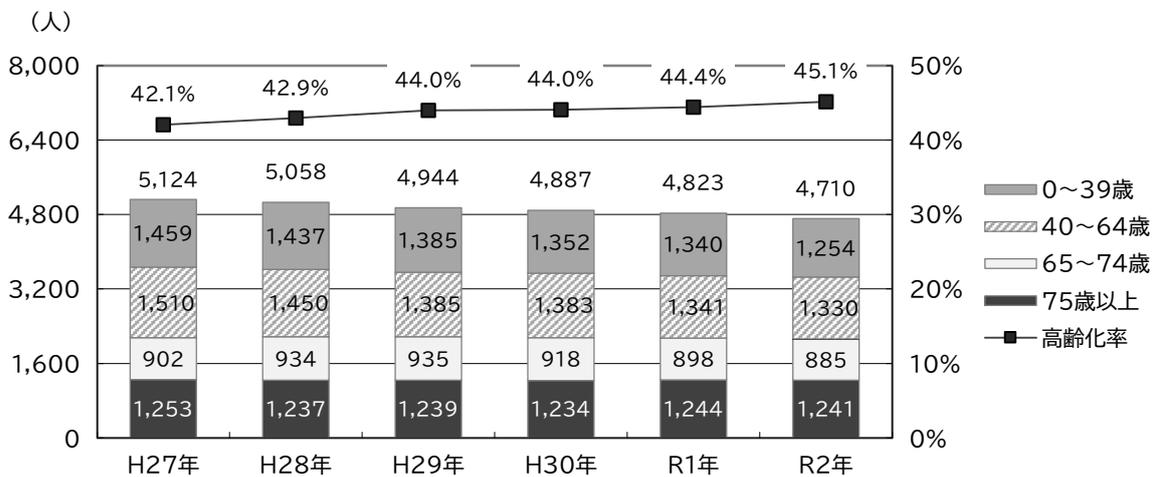
2-1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年10月現在4,710人（5年前の平成27年に対して約414人の減少）となっています。

総人口が減少する中、65歳以上人口は横ばいに推移しており、高齢化率は45.1%まで上昇しています。

図表 2-1 総人口等の推移



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

図表 2-2 総人口等の推移

(単位:人)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
総人口	5,124	5,058	4,944	4,887	4,823	4,710
0~39歳	1,459	1,437	1,385	1,352	1,340	1,254
40~64歳	1,510	1,450	1,385	1,383	1,341	1,330
65歳以上	2,155	2,171	2,174	2,152	2,142	2,126
高齢化率	42.1%	42.9%	44.0%	44.0%	44.4%	45.1%
65~74歳	902	934	935	918	898	885
75歳以上	1,253	1,237	1,239	1,234	1,244	1,241

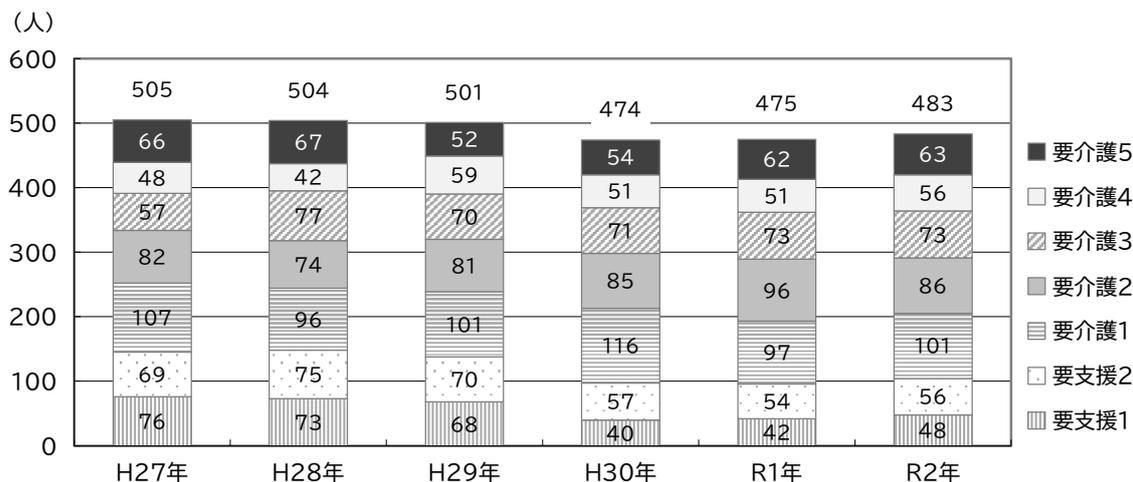
※住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2)要介護認定者数等

本町の要介護認定者等の人数は、令和2年9月末現在では483人となっています。

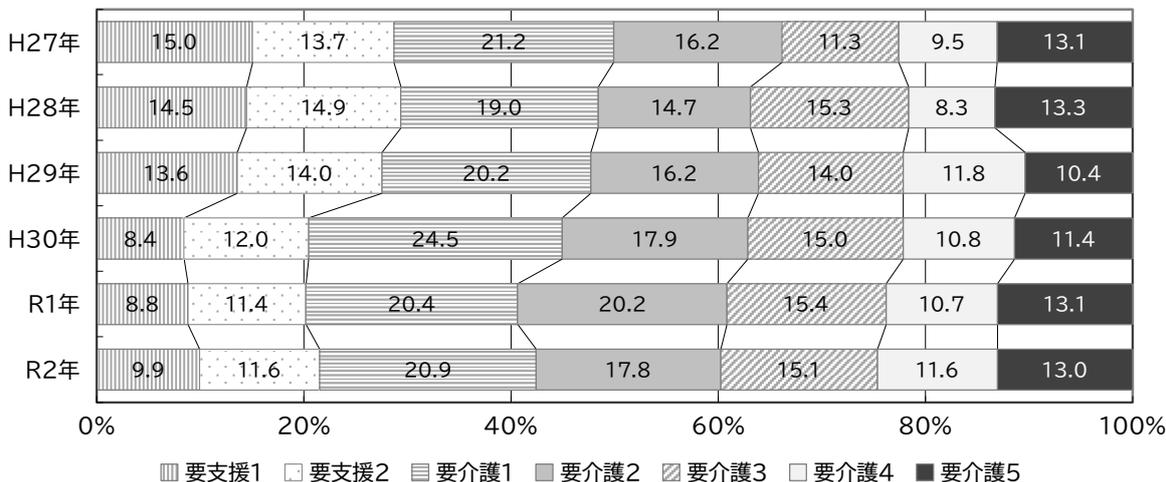
構成比をみると、総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の開始により要支援1や要支援2は平成30年度以降20%程度となっていますが、全体では介護度の低い人（要介護2まで）が占める割合が60%程度を占めています。

図表 2-3 要介護認定者等の推移



※介護保険事業状況報告(9月分報告値)

図表 2-4 要介護度認定者等構成比の推移

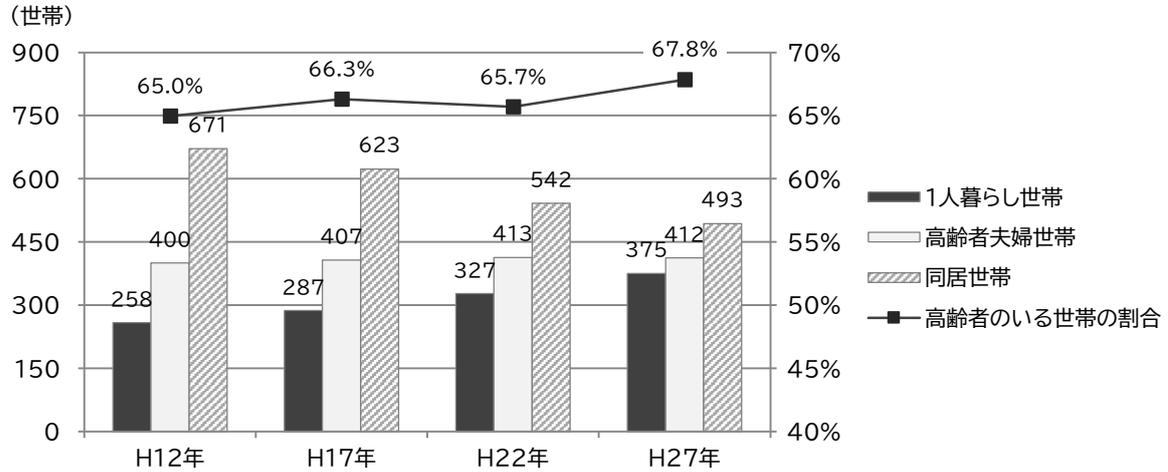


※介護保険事業状況報告(9月分報告値)

(3) 高齢者世帯

総世帯数が減少している中、1人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯は増加しています。

図表 2-5 高齢者世帯数の推移



※国勢調査結果(総務省統計局)

図表 2-6 高齢者世帯の推移

(単位:世帯)

	H12年	H17年	H22年	H27年
総世帯数	2,046	1,987	1,952	1,887
高齢者のいる世帯	1,329	1,317	1,282	1,280
1人暮らし世帯	258	287	327	375
高齢者夫婦世帯	400	407	413	412
同居世帯	671	623	542	493
高齢者のいる世帯の割合	65.0%	66.3%	65.7%	67.8%

※国勢調査結果(総務省統計局)

(4)日常生活圏域について

日常生活圏域は、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町の面積、高齢者人口等を勘案し、設定しています。

本町では第7期計画と同様に、地域性や人口規模(令和2年10月1日現在、総人口4,710人、高齢者人口2,126人)及び町内の対象サービス提供施設整備状況等を踏まえ、町全体を1つの日常生活圏域とします。

図表 2-7 日常生活圏域



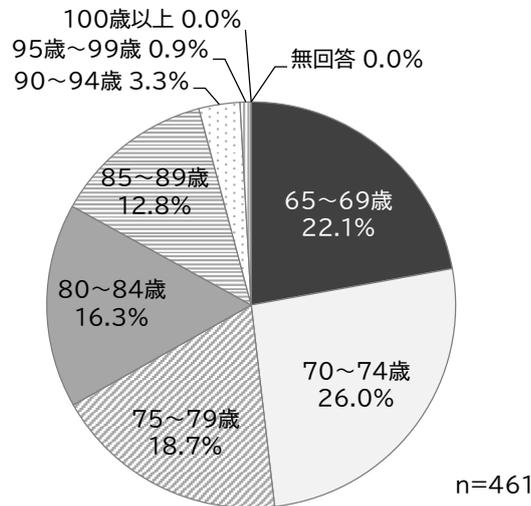
2-2 アンケート調査結果

(1)年齢

65歳以上高齢者、要支援認定者の年齢について、「70～74歳」が26.0%と最も高く、次いで「65～69歳」(22.1%)、「75～79歳」(18.7%)、「80～84歳」(16.3%)、「85～89歳」(12.8%)と続いています。回答者に占める後期高齢者(75歳以上)の割合は52%となっています。

家族構成でみると、“1人暮らし”では「70～74歳」が27.6%と高いほか、“息子・娘との2世帯”では「90～94歳」が11.2%を占めるなど高齢な人が多くみられます。

図表 2-8 年齢



図表 2-9 年齢(クロス集計)

(単位:人、%)

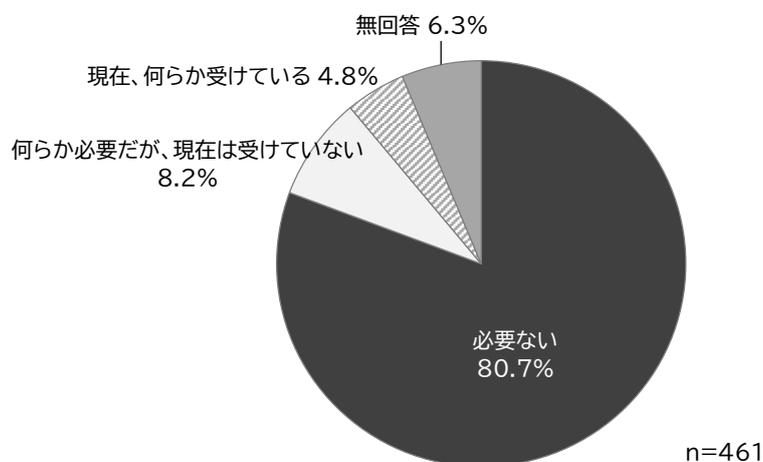
	全体	年齢階級			家族構成			
		65～74歳	75～84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	461	222	161	78	76	202	89	70
65～69歳	22.1	45.9	0.0	0.0	15.8	25.7	16.9	27.1
70～74歳	26.0	54.1	0.0	0.0	27.6	27.7	24.7	20.0
75～79歳	18.7	0.0	53.4	0.0	15.8	19.3	18.0	24.3
80～84歳	16.3	0.0	46.6	0.0	21.1	18.3	14.6	10.0
85～89歳	12.8	0.0	0.0	75.6	17.1	8.4	14.6	14.3
90～94歳	3.3	0.0	0.0	19.2	1.3	0.5	11.2	1.4
95～99歳	0.9	0.0	0.0	5.1	1.3	0.0	0.0	2.9
100歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 普段の生活における介護や介助の必要性

65歳以上高齢者、要支援認定者の介護・介助の必要性について、「必要ない」が80.7%、「何らか必要だが、現在は受けていない」(8.2%)、「現在、何らか受けている」が4.8%となっています。

年齢階級で見ると、年齢が上がるにつれて「必要ない」は減少傾向にあります。家族構成では、“息子・娘との2世帯”や“その他”の「現在、何らか受けている」が10%あることから、介護や支援を受ける家族等と同居していることがうかがえます。

図表 2-10 普段の生活における介護や介助の必要性



図表 2-11 普段の生活における介護や介助の必要性(クロス集計)

(単位:人、%)

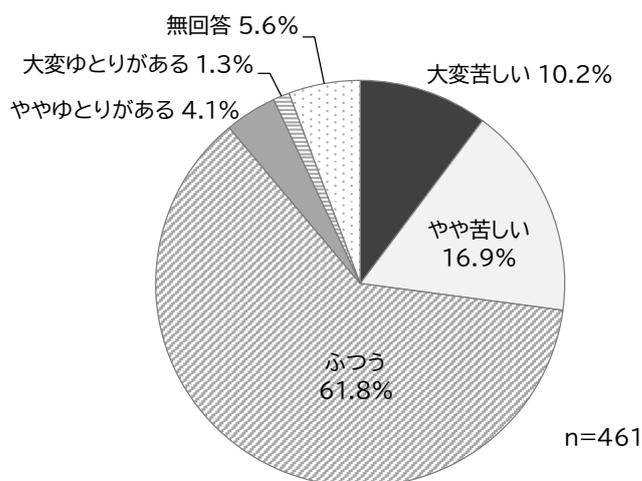
	全体	年齢階級			家族構成			
		65~74歳	75~84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	461	222	161	78	76	202	89	70
必要ない	80.7	90.1	83.2	48.7	85.5	87.1	78.7	78.6
何らか必要だが、現在は受けていない	8.2	3.2	9.9	19.2	7.9	7.9	9.0	10.0
現在、何らか受けている	4.8	0.9	3.7	17.9	2.6	2.0	10.1	10.0
無回答	6.3	5.9	3.1	14.1	3.9	3.0	2.2	1.4

(3)現在の暮らしの経済的状況

65歳以上高齢者、要支援認定者における現在の暮らしの経済的状況について、「ふつう」が61.8%と最も高く、次いで「やや苦しい」(16.9%)、「大変苦しい」(10.2%)、「ややゆとりがある」(4.1%)と続いています。

「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせた『苦しい』と感じている人は、“1人暮らし”で多くみられ、35%を占めています。

図表 2-12 現在の暮らしの経済的状況



図表 2-13 現在の暮らしの経済的状況(クロス集計)

(単位:人、%)

	全体	年齢階級			家族構成			
		65~74歳	75~84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	461	222	161	78	76	202	89	70
大変苦しい	10.2	10.4	12.4	5.1	14.5	8.4	7.9	12.9
やや苦しい	16.9	13.5	23.0	14.1	21.1	18.8	7.9	21.4
ふつう	61.8	64.9	55.9	65.4	61.8	62.9	75.3	54.3
ややゆとりがある	4.1	4.1	3.7	5.1	0.0	4.5	4.5	7.1
大変ゆとりがある	1.3	0.5	1.9	2.6	0.0	1.5	2.2	1.4
無回答	5.6	6.8	3.1	7.7	2.6	4.0	2.2	2.9

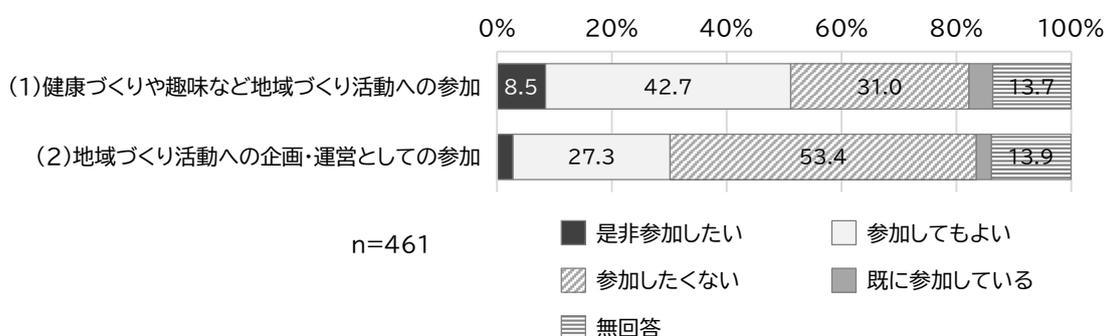
(4) 地域づくり活動への参加意向

65歳以上高齢者、要支援認定者の地域づくり活動への参加意向について、『健康づくりや趣味など地域づくり活動への参加意向』は、「是非参加したい」と「参加してもよい」をあわせた“参加意向のある人”は51.2%を占めています。

一方、『地域づくり活動への企画・運営としての参加意向』は、「参加したくない」が53.4%で最も高くなっています。

これらから、利用する人を増やすために活動の支援をより充実していくことが重要と考えられます。

図表 2-14 地域づくり活動への参加意向

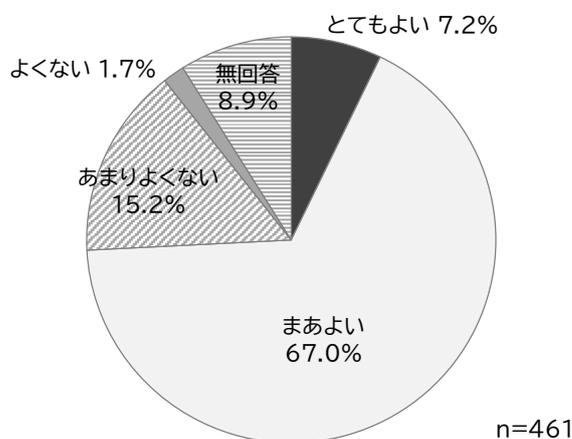


(5) 現在の健康状態

65歳以上高齢者、要支援認定者の健康状態について、「まあよい」が67.0%と最も高く、次いで「あまりよくない」(15.2%)、「とてもよい」(7.2%)と続いています。

家族構成で見ると、“息子・娘との2世帯”は他よりも「まあよい」が低く、「あまりよくない」が高くなっています。

図表 2-15 現在の健康状態



図表 2-16 現在の健康状態(クロス集計)

(単位:人、%)

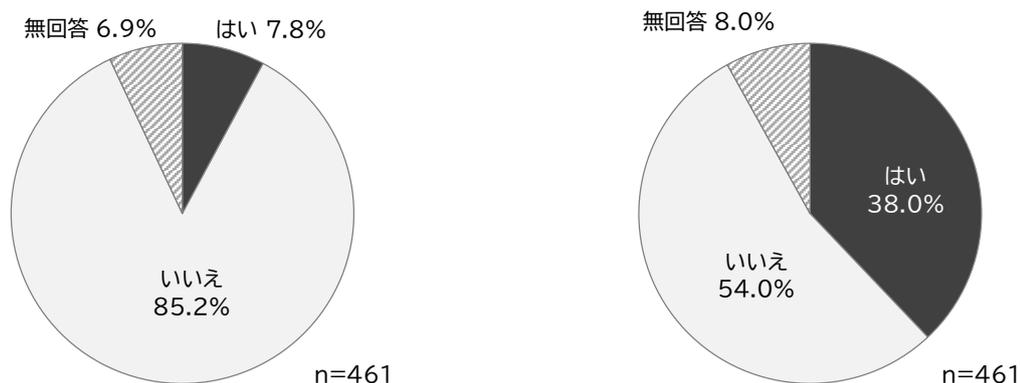
	全体	年齢階級			家族構成			
		65~74歳	75~84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	461	222	161	78	76	202	89	70
とてもよい	7.2	8.6	7.5	2.6	2.6	7.4	9.0	8.6
まあよい	67.0	72.1	66.5	53.8	75.0	68.8	59.6	74.3
あまりよくない	15.2	10.8	13.7	30.8	14.5	14.9	22.5	11.4
よくない	1.7	0.0	4.3	1.3	1.3	2.0	1.1	1.4
無回答	8.9	8.6	8.1	11.5	6.6	6.9	7.9	4.3

(6) 認知症に係る相談窓口の把握状況

65歳以上高齢者、要支援認定者の認知症に係る相談窓口の把握状況について、『認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人はいるか』は、「いいえ」が85.2%、「はい」が7.8%となっています。

一方、『認知症に関する相談窓口を知っているか』は、「いいえ」が54.0%、「はい」が38.0%となっています。

図表 2-17 認知症に係る相談窓口の把握状況



認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人はいるか

認知症に関する相談窓口を知っているか

図表 2-18 認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人はいるか

	全体	年齢階級			家族構成			
		65~74歳	75~84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	461	222	161	78	76	202	89	70
はい	7.8	8.6	6.2	9.0	9.2	5.0	13.5	8.6
いいえ	85.2	84.2	90.1	78.2	82.9	91.1	83.1	85.7
無回答	6.9	7.2	3.7	12.8	7.9	4.0	3.4	5.7

図表 2-19 認知症に関する相談窓口を知っているか

	全体	年齢階級			家族構成			
		65~74歳	75~84歳	85歳以上	1人暮らし	夫婦2人暮らし	息子・娘との2世帯	その他
<回答者数>	461	222	161	78	76	202	89	70
はい	38.0	41.0	41.0	23.1	25.0	45.5	38.2	37.1
いいえ	54.0	49.5	55.3	64.1	64.5	50.0	57.3	55.7
無回答	8.0	9.5	3.7	12.8	10.5	4.5	4.5	7.1

(7)運動器機能リスク高齢者の割合

階段の上り下りや転倒のようすなどの回答結果から、65歳以上高齢者、要支援認定者の運動器機能リスク高齢者の割合を集計すると、町全体の高齢者の18.0%にリスクがみられます。

介護予防の観点から、運動に関する取り組みが重要となっています。

図表 2-20 運動器機能リスク高齢者の割合



図表 2-21 運動器機能リスク高齢者の判定基準

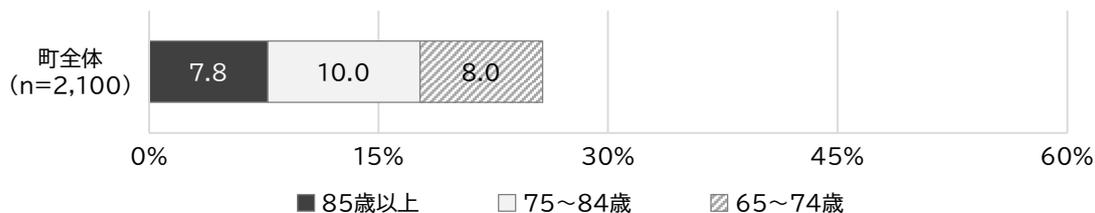
設問項目		回答				判定基準
問 2(1)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できるし、している	できるけれどしていない	できない	3項目以上が該当	
		非該当		該当		
問 2(2)	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できるし、している	できるけれどしていない	できない		
		非該当		該当		
問 2(3)	15分位続けて歩いていますか	できるし、している	できるけれどしていない	できない		
		非該当		該当		
問 2(4)	過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある	1度ある	ない		
		該当		非該当		
問 2(5)	転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である	やや不安である	あまり不安でない	不安でない	
		該当		非該当		

(8) 口腔機能リスク高齢者の割合

物を食べる際のようななどの回答結果から、65歳以上高齢者、要支援認定者の口腔器機能リスク高齢者の割合を集計すると、町全体の高齢者の25.8%にリスクがみられます。

口腔機能の向上に向けた取り組みも必要となっています。

図表 2-22 口腔機能リスク高齢者の割合



図表 2-23 口腔機能リスク高齢者の判定基準

設問項目		回答		判定基準
問 3(2)	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	
		該当	非該当	
問 3(3)	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ	
		該当	非該当	
問 3(4)	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ	
		該当	非該当	

(8)在宅の要介護認定者等のようす

在宅の要介護認定者等を対象に実施した在宅介護実態調査の集計結果（回答者数 26 人）は以下のとおりです。

主な介護者が不安に感じている介護などから、介護サービスの充実だけでなく、幅広い介護家族を支援する取り組みが重要です。

図表 2-24 在宅介護実態調査の結果概要

年齢	● 85～89 歳 34.6%、75～79 歳 23.1%、95～99 歳 11.5%
世帯類型	● 単身世帯 11.5%、夫婦のみ世帯 26.9%、その他 61.5%
主な介護者	● 配偶者 32.0%、子 52.0%、子の配偶者 16.0% ● 60 歳代 28.0%、70 歳代 24.0%、80 歳以上 20.0%、50 歳代 20.0% ● 働いていない 76.9%、フルタイム勤務 15.4%、パートタイム勤務 7.7% ● 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない 96.2%
主な介護者が行っている介護	● 食事の準備（調理等）88.0%、その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）88.0%、金銭管理や生活面に必要な諸手続き 76.0%、外出の付き添い・送迎等 68.0%
今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護	● 入浴・洗身 50.0%、日中の排泄 30.8%、夜間の排泄 30.8%、屋内の移乗・移動 30.8%、外出の付き添い・送迎等 38.0%、認知症状への対応 26.9%
在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス	● 特になし 61.5%、移送サービス（介護・福祉タクシー等） 15.4%、見守り・声かけ 15.4%、調理 11.5%

2-3 介護保険サービスの利用状況

(1) 予防給付

図表 2-25 予防給付(事業量)の状況

		H30 年度			R1 年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(1) 介護予防サービス							
① 介護予防 訪問入浴介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—
	(回/月)	0	0	—	0	0	—
② 介護予防 訪問看護	(人/月)	1	0	—	1	0	—
	(回/月)	3.8	0	—	3.8	1.4	36.8%
③ 介護予防 訪問リハビリテーション	(人/月)	0	0	—	0	0	—
	(回/月)	0	0.3	—	0	1.5	—
④ 介護予防 居宅療養管理指導	(人/月)	1	0	—	1	1	100.0%
⑤ 介護予防 通所リハビリテーション	(人/月)	7	6	85.7%	7	6	85.7%
⑥ 介護予防 短期入所生活介護	(人/月)	1	3	300.0%	1	3	300.0%
	(日/月)	10.1	18	178.2%	10.1	11.8	116.8%
⑦ 介護予防 短期入所療養介護(老健)	(人/月)	0	0	—	0	0	—
	(日/月)	0	0	—	0	0	—
⑧ 介護予防 短期入所療養介護(病院等)	(人/月)	0	0	—	0	0	—
	(日/月)	0	0	—	0	0	—
⑨ 介護予防 福祉用具貸与	(人/月)	49	47	95.9%	50	40	80.0%
⑩ 特定介護予防 福祉用具購入費	(人/月)	2	1	50.0%	2	1	50.0%
⑪ 介護予防 住宅改修	(人/月)	3	1	33.3%	3	1	33.3%
⑫ 介護予防 特定施設入居者生活介護	(人/月)	5	2	40.0%	5	2	40.0%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
① 介護予防 認知症対応型通所介護	(人/月)	0	0	—	0	0	0%
② 介護予防 小規模多機能型居宅介護	(人/月)	0	0	—	0	0	0%
③ 介護予防 認知症対応型共同生活介護	(人/月)	0	0	—	0	0	0%
④ 介護予防 地域密着型通所介護	(人/月)	0	0	—	0	0	0%
(3) 介護予防支援	(人/月)	89	52	58.4%	90	45	50.0%

図表 2-26 予防給付(給付費)の状況

(単位:千円)

	H30 年度			R1 年度		
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(1)介護予防サービス						
①介護予防 訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—
②介護予防 訪問看護	183	0	—	183	74	40.4%
③介護予防 訪問リハビリテーション	0	11	—	0	70	—
④介護予防 居宅療養管理指導	123	10	8.1%	123	140	113.8%
⑤介護予防 通所リハビリテーション	2,342	2,400	102.5%	2,343	2,408	102.8%
⑥介護予防 短期入所生活介護	746	1,442	193.3%	746	1,056	141.6%
⑦介護予防 短期入所療養介護(老健)	0	0	—	0	0	—
⑧介護予防 短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—
⑨介護予防 福祉用具貸与	3,271	2,638	80.6%	3,329	2,151	64.6%
⑩特定介護予防 福祉用具購入費	604	117	19.4%	604	249	41.2%
⑪介護予防 住宅改修	3,233	586	18.1%	3,233	867	26.8%
⑫介護予防 特定施設入居者生活介護	4,435	1,785	40.2%	4,437	1,381	31.1%
(2)地域密着型介護予防サービス						
①介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
②介護予防 小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	62	—
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—
④介護予防 地域密着型通所介護	0	0	—	0	0	—
(3)介護予防支援	4,953	2,716	54.8%	5,011	2,356	47.0%
予防給付費計	19,890	11,705	58.8%	20,009	10,814	54.0%

(2)介護給付

図表 2-27 介護給付(事業量)の状況

	H30 年度			R1 年度			
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	
(1)介護給付サービス							
①訪問介護	(人/月)	43	48	111.6%	43	51	118.6%
	(回/月)	643.9	807.6	125.4%	621.8	961.4	154.6%
②訪問入浴介護	(人/月)	1	0	—	1	0	—
	(回/月)	3.8	0	—	3.9	0	—
③訪問看護	(人/月)	23	14	60.9%	23	19	82.6%
	(回/月)	130.1	74.6	57.6%	130.1	101.2	77.8%
④訪問リハビリテーション	(人/月)	1	0	—	1	0	—
	(回/月)	9.0	0	—	9.0	0	—
⑤居宅療養管理指導	(人/月)	23	25	108.7%	23	27	117.4%
⑥通所介護	(人/月)	36	48	133.3%	38	49	128.9%
	(回/月)	365.7	441	120.6%	385.4	449	116.5%
⑦通所リハビリテーション	(人/月)	17	26	152.9%	17	24	141.2%
	(回/月)	135.3	203.3	150.3%	136.4	190.6	139.7%
⑧短期入所生活介護	(人/月)	40	41	102.5%	40	43	107.5%
	(日/月)	428.4	418.0	97.6%	428.4	456.1	106.5%
⑨短期入所療養介護 (老健)	(人/月)	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	(日/月)	11.3	7.6	67.3%	11.7	8.6	73.5%
⑩短期入所療養介護 (病院等)	(人/月)	0	0	—	0	0	—
	(日/月)	0	0	—	0	0	—
⑪福祉用具貸与	(人/月)	93	122	131.2%	95	129	135.8%
⑫特定福祉用具購入費	(人/月)	2	2	100.0%	2	2	100.0%
⑬住宅改修	(人/月)	3	2	66.7%	3	2	66.7%
⑭特定施設入居者生活介護	(人/月)	25	26	104.0%	26	25	96.2%
(2)地域密着型サービス							
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人/月)	0	0	—	0	0	—
②夜間対応型訪問看護	(人/月)	0	0	—	0	0	—
③認知症対応型通所介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—
④小規模多機能型居宅介護	(人/月)	0	1	—	0	1	—
⑤認知症対応型共同生活介護	(人/月)	18	16	88.9%	18	17	94.4%
⑥地域密着型特定施設入 居者生活介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—
⑦地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—
⑧看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	0	0	—	0	0	—
⑨地域密着型通所介護	(人/月)	73	82	112.3%	72	84	116.7%

	H30年度			R1年度			
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	
(3)施設サービス							
①介護老人福祉施設	(人/月)	110	95	86.4%	111	86	77.5%
②介護老人保健施設	(人/月)	21	19	90.5%	21	22	104.8%
③介護医療院	(人/月)	0	0	—	0	0	—
④介護療養型医療施設	(人/月)	0	0	—	0	0	—
(4)居宅介護支援	(人/月)	160	179	111.9%	160	181	113.1%

図表 2-28 介護給付(給付費)の状況

(単位:千円)

	H30年度			R1年度		
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(1)居宅サービス						
①訪問介護	21,477	26,556	123.6%	20,745	32,216	155.3%
②訪問入浴介護	548	0	—	563	61	10.8%
③訪問看護	7,660	5,525	72.1%	7,664	6,234	81.3%
④訪問リハビリテーション	320	0	—	320	0	—
⑤居宅療養管理指導	3,149	3,676	116.7%	3,150	3,907	124.0%
⑥通所介護	32,466	41,814	128.8%	34,109	42,378	124.2%
⑦通所リハビリテーション	13,374	19,861	148.5%	13,188	19,499	147.9%
⑧短期入所生活介護	39,445	40,976	103.9%	39,463	45,564	115.5%
⑨短期入所療養介護(老健)	1,429	911	63.8%	1,481	1,004	67.8%
⑨短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—
⑩福祉用具貸与	13,904	15,982	114.9%	14,126	18,285	129.4%
⑪特定福祉用具購入費	449	538	119.8%	449	569	126.7%
⑫住宅改修費	2,759	1,502	54.4%	2,759	1,547	56.1%
⑬特定施設入居者生活介護	46,474	52,341	122.6%	49,144	51,800	105.4%
(2)地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—
②夜間対応型訪問看護	0	0	—	0	0	—
③認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
④小規模多機能型居宅介護	0	3,390	—	0	4,012	—
⑤認知症対応型共同生活介護	51,619	48,363	93.7%	51,294	50,752	98.9%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	—	0	0	—
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
⑨地域密着型通所介護	71,204	83,184	116.8%	69,572	85,708	123.2%

	H30 年度			R1 年度		
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(3)施設サービス						
①介護老人福祉施設	315,701	286,395	90.7%	319,274	262,153	82.1%
②介護老人保健施設	67,657	59,599	88.1%	67,687	76,095	112.4%
③介護医療院	0	95	—	0	0	—
④介護療養型医療施設	0	0	—	0	0	—
(4)居宅介護支援	27,047	27,455	101.5%	27,101	27,941	103.1%
介護給付費計	716,682	718,163	100.2%	722,089	729,725	101.1%

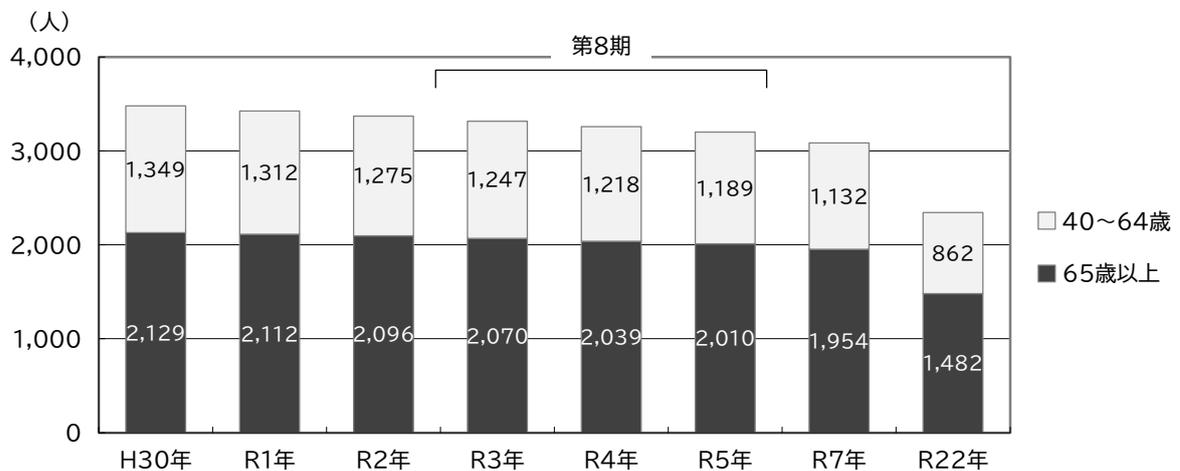
第3章 高齢者施策の将来ビジョン

3-1 高齢者等の将来推計

(1) 高齢者等の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による推計結果「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」によると、第8期計画の最終年度（令和5年度）には40～64歳の第2号被保険者は1,189人に、65歳以上の第1号被保険者は2,010人になると推計されます。

図表 3-1 40～64歳、65歳以上人口の推計結果



※国立社会保障・人口問題研究所による推計結果(地域包括ケア「見える化」システム)
H30～R2年は推計値

図表 3-2 40～64歳、65歳以上人口の推計結果

(単位:人)

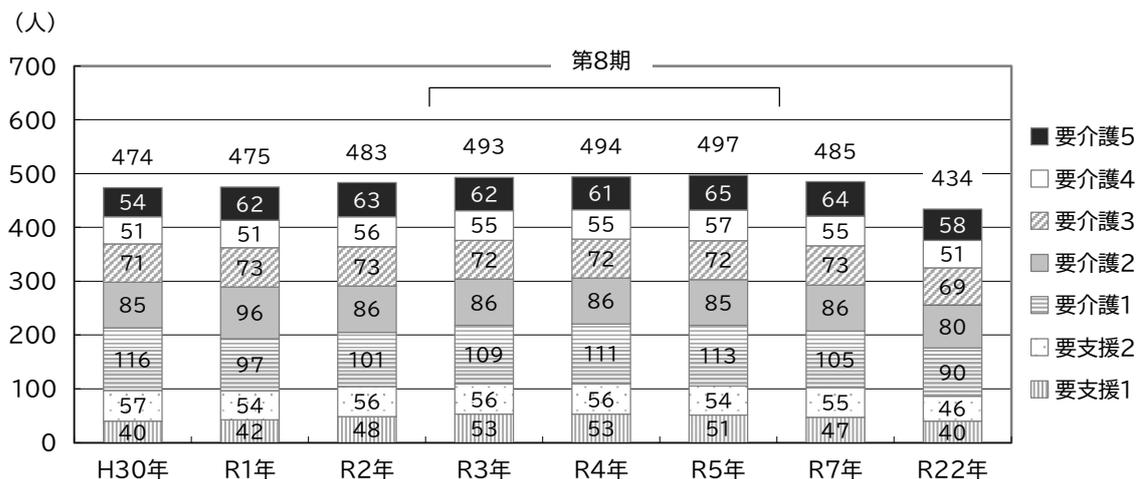
	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
40～64歳	1,349	1,312	1,275	1,247	1,218	1,189	1,132	862
65歳以上	2,129	2,112	2,096	2,070	2,039	2,010	1,954	1,482
65～69歳	444	425	404	247	372	357	325	251
70～74歳	431	447	494	425	429	409	374	213
75～79歳	359	355	351	410	383	400	432	240
80～84歳	335	320	306	365	299	296	291	239
85～89歳	359	353	347	328	325	312	289	284
90歳以上	201	212	224	295	231	236	243	255

※国立社会保障・人口問題研究所による推計結果(地域包括ケア「見える化」システム)
H30～R2年度は推計値

(2)要介護認定者等の推計

今後も要介護認定者等の人数は増加傾向が続き、第8期計画最終年度の令和5年には497人に達することが予想されています。

図表 3-3 要介護認定者等の推計



※地域包括ケア「見える化」システム

3-2 基本方針

私たちを取り巻く環境は、急速な高齢化の進行、少子化、核家族化、社会経済情勢など、大きく変化しています。

特に、1人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯とともに、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者1人ひとりの多様な生活を、若い人も、高齢者も、お互いが思いやりを持って認め合い、支え合って暮らしていくことはすべての町民の願いです。

これを踏まえ、本計画の理念（目指す姿）を、

住み慣れた地域で、潤いのある暮らしができるまちづくり

とします。

3-3 計画の目標

計画の理念を実現するため、本計画の目標を次のように設定します。

(1)健康づくり・介護予防の推進

- 平成27年度に策定した『第2次久米南町健康づくりプラン』に基づき、健康教育や健康診査などを実施し、高齢者の健康づくりを支援します。
- 地域包括支援センターが中心となり、介護予防・生活支援サービス事業の対象者の把握に努めるとともに、介護予防教室や生きがいデイサービスを実施します。また、介護のおそれのある高齢者に対して、早期に予防事業等への参加を勧奨するなど、介護予防、地域支援事業の取り組みを推進します。

(2)地域で支え合うまちづくり(地域包括ケア体制)の推進

- 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能充実とともに、関係機関との連携体制を強化に努めます。
- 認知症ケアパスの活用をはじめ、認知症施策を推進します。
- 1人暮らしや高齢者夫婦世帯などの増加を踏まえ、近所の人、ボランティア団体、町社協福祉委員、民生委員等による見守り、手助けを行うためのネットワークづくりを進めます。

(3)生きがいつくりの推進

- 高齢者がいつまでも元気で、その経験や能力を地域活動に積極的に生かすことができるよう、社会参加の場、地域貢献の機会づくりなどの支援を継続します。
- 多様なライフスタイルを実現するため、交流活動の促進や就業機会の確保に向けての支援を積極的に進めます。

(4)安心して暮らせる環境整備の推進

- 介護保険サービスの適切な提供をはじめ、地域に密着したサービスを展開するため、地域密着型サービスの充実を図り、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる環境整備を推進します。
- 住み慣れた地域での生活を支援するとともに、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

(5)介護保険事業の推進

- 利用者によるサービスの選択が適切に行われ、提供されるサービスの質を確保していくため、地域包括支援センターが中心となって相談・情報体制の強化、人材育成及びネットワークづくり等を推進します。
- 介護サービスに関する情報開示の徹底を図り、給付の適正化に努めるとともに、サービス受給者の立場に立った、その人らしい生活が自分の意思で送られるような高齢者の尊厳の保持に努めます。

3-4 施策の体系

図表 3-4 「高齢者福祉施策の推進」の体系(第4章)

章	目標	施策の方向
高齢者福祉施策の推進	健康づくり・介護予防の推進	(1)健康づくりの推進 (2)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (3)一般介護予防事業の推進
	地域で支え合うまちづくり(地域包括ケア体制)の推進	(1)地域包括支援センターの運営 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)認知症施策の推進 (4)生活支援サービスの基盤整備 (5)権利擁護の推進 (6)家族支援等その他の事業
	生きがいつくりの推進	(1)生涯学習活動の充実 (2)生涯スポーツの充実 (3)就労の場の提供 (4)交流活動の充実
	安心して暮らせる環境整備の推進	(1)介護保険サービスの充実 (2)生活支援の推進 (3)安心生活のための環境整備

図表 3-5 「介護保険事業の推進」の体系(第5章)

章	目標	施策の方向
介護保険事業の推進	介護サービス事業量の見込み	(1)居宅サービス (2)施設サービス (3)地域密着型サービスの整備計画
	サービス給付費総額	(1)予防給付費 (2)介護給付費 (3)総給付費 (4)標準給付費見込額 (5)地域支援事業費 (6)サービス給付費総額
	第8期計画における第1号被保険者の介護保険料	(1)所得段階区分及び保険料率 (2)保険料収納必要額 (3)保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数 (4)第1号被保険者保険料基準額 (5)令和7年度、令和22年度の第1号被保険者保険料基準額
	介護保険給付適正化の推進	(1)要介護認定の適正な実施 (2)ケアプランの点検 (3)住宅改修等の点検 (4)医療情報との突合・縦覧点検 (5)サービス利用者への介護給付費通知

第4章 高齢者福祉施策の推進

4-1 健康づくり・介護予防の推進

(1)健康づくりの推進

平成 27 年度に策定した『第 2 次久米南町健康づくりプラン』に基づき、高齢期における健康づくりを推進しています。

①健康教育	<p>健康意識の向上を目指して、集団健康教育や講演会等の実施とともに、愛育委員会、栄養改善協議会などの各組織とも連携して多くの健康づくり事業を実施しています。</p> <p>各地域で行われているサロン事業に健康運動指導士を派遣し、健康づくりと介護予防を一体的に効果のある事業として実施しています。</p> <p>今後も自主的な活動を支援するとともに、健康づくりと介護予防を一体的に推進します。</p>
②健康相談	<p>健診受診者や健康教室参加者等の相談に対応し、各々の状態にあわせた指導・助言を実施しています。</p> <p>今後も充実に向けた取り組みを進めます。</p>
③訪問指導	<p>閉じこもり防止や要介護状態になることの予防の相談・指導を健康教室、サロン事業、通いの場等で実施しています。</p> <p>今後も充実に向けた取り組みを進めます。</p>
④健康診査	<p>40～75 歳未満の人には加入している健康保険の保険者において、特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。75 歳以上の高齢者へは、岡山県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、町が実施しています。</p> <p>健康診査は、介護予防の点からも重要な意味を持つため、積極的に受診してもらうよう啓発し、受診率の向上に努めていきます。</p> <p>また、健診結果を自らの健康づくりに役立てるため、受診者全員を対象に健診結果説明会を実施し、自らの生活習慣の改善に取り組み、健康の保持・増進につなげていきます。</p> <p>さらに 75 歳以上の高齢者を対象とした個別健診の実施に向けた検討を行います。</p>

<p>⑤健康手帳の交付</p>	<p>健康診査、健康教育、健康相談及び医療受診の記録だけでなく、健康保持のために必要な事項を記載することで、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することができるよう、手帳の積極的な活用を推進します。</p> <p>一般介護予防事業参加者に手帳を交付し、血压管理や服薬、予防接種の管理など活用を推進します。</p>
-----------------	--

(2)介護予防・生活支援サービス事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が送れるよう支援することが重要です。そのためには高齢者が要介護の状態になったり、要介護状態が悪化しないよう介護予防の取り組みを推進する必要があります。

本町では、平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業の1つとして介護予防・生活支援サービス事業を実施しています。

今後も地域包括支援センターが中心となって、事業効果の確認や評価、関係機関との連携による必要なサービスの確保を図りながら介護予防を推進します。

<p>①事業対象者の把握</p>	<p>要支援認定者以外の事業対象者を把握するため、基本チェックリストを実施し、対象者の把握を行っています。</p> <p>窓口で相談を受けた対象者に基本チェックリストを活用し、サービス区分の振り分けを行い一層対象者の把握に努めます。</p>
<p>②介護予防教室の実施</p>	<p>高齢化率の上昇に伴う要介護認定者等の増加が見込まれる中、要介護状態にならないための介護予防への取り組みがより一層重要となります。</p> <p>今後も保健師、管理栄養士、健康運動指導士等により、筋力低下予防を柱に、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等についてのプログラムを盛り込んだ予防教室を開催します。</p> <p>また、効果的な教室内容となるよう、検討しながら充実を目指します。</p>

<p>③生きがいデイサービス（通所型サービス）の実施</p>	<p>要介護状態になることを防ぐための運動・栄養・口腔機能の維持・改善に向けた健康教育を中心に実施しており、利用者の延べ数は年間1,400～1,500人前後で推移しています。</p> <p>今後も介護予防、高齢者の閉じこもり防止のための通所型サービスを行っていきます。</p> <p>また、同世代の交流の場であり、貴重な外出機会になっていると考えられることから、より介護予防の効果が上がるようサービス内容の充実に努めます。</p>
<p>④食生活改善事業（訪問型サービス）の実施</p>	<p>低栄養状態になりがちな介護予防・生活支援サービス事業対象者に、栄養バランスのとれた食事を提供し、状態の維持及び改善を図ります。</p> <p>また、栄養委員が中心となり、各地域での訪問指導や高齢者対象の教室を開催します。</p> <p>今後も、利用者のニーズにあった支援を心がけ、利用者にあった食事の提供回数の検討を行っていきます。</p>
<p>⑤介護予防支援事業（ケアマネジメント）</p>	<p>地域包括支援センターで、要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に、高齢者の自立支援を目指した介護予防ケアマネジメントを行います。</p>

図表 4-1 介護予防支援事業(ケアマネジメント)の目標値

		実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護予防ケアマネジメント実施数	(人)	15	18	20	20	20	21

図表 4-2 介護予防・生活支援サービス事業の目標値

		実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
第1号事業利用者数	(人)	66	59	63	65	65	60
訪問型サービス (サービス事業者による緩和基準)	(事業所)	2	2	3	3	3	3
通所型サービス (サービス事業者による緩和基準)	(事業所)	7	7	8	8	8	8
通所型サービス (住民主体のサービス)	(か所)	1	1	1	1	1	1
通所型サービス(短期集中)	(事業所)	1	1	1	1	1	1

(3)一般介護予防事業の推進

本町では、介護予防・日常生活支援総合事業の中ですべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施しています。

今後も周知方法等の工夫に努め、介護予防への意識をより高めていく取り組みを進めます。

①健康手帳の交付（再掲）	<p>一般介護予防事業の実施や健康記録等を記載する健康手帳を交付することで、町民の健康・介護予防に対する意識の高揚を図ります。</p>
②啓発活動	<p>隔月に広報紙へ「地域包括支援センターだより」として、介護予防等に関する情報を掲載しています。</p> <p>今後も、介護予防に資する基本的な情報について、広報紙に掲載したり、リーフレットを作成したりし、広く介護予防を呼びかけていきます。</p>
③健康教育の実施（再掲）	<p>健診（検診）結果をもとに、個々の状態や評価を行い、健診結果説明会を設けて個別に健康指導を行っています。</p> <p>今後も、より多くの人に参加してもらうための工夫を重ね、一般健康教育、歯周疾患健康教育、病態別健康教育、薬に関する健康教育等を実施し、健康づくりに対する意識を高め、予防の推進を図ります。</p>
④ふれあい・いきいきサロン	<p>社会福祉協議会が主体で実施している「ふれあい・いきいきサロン」は、現在36か所のサロンが開催されています。</p> <p>その中でも、女性の参加者が多いため、男性の参加者が増えるよう広報活動や実施内容の検討なども行っていきます。</p>
⑤地域住民グループ支援事業	<p>サロンや地区の集会において、保健師や地域包括支援センター職員が助言等を行うなど地域との連携を図り支援を行っています。</p> <p>今後もサロン活動の広報を充実させ、保健師、管理栄養士、地域包括支援センター職員等の派遣事業の充実を図ります。</p> <p>また、運動器の機能向上を目的とした健康づくり・介護予防に資する体操を定期的に集まり開催しているグループ（通いの場）を支援します。</p>

⑥生活管理指導員派遣事業	<p>高齢者の日常生活での家事や対人関係など、社会適応が困難な方に対して指導・助言を行い、閉じこもりがちな高齢者の支援を行います。</p> <p>また、このような高齢者を対象に生活習慣に適應できるような指導等を行います。委託先の社会福祉協議会と連携し、社会適応が困難な高齢者の調査を行い、日常生活及び家事の指導・支援を行います。</p> <p>今後も、介護保険外の資源として高齢者に対して介護予防・生活支援の観点から継続実施します。</p>
--------------	--

図表 4-3 一般介護予防事業の目標値

		実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
通いの場	(か所)	3	5	5	5	5	5
	(人)	40	50	60	60	60	60

図表 4-4 介護予防・重度化防止(対象者数)の目標値

		実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
第1号被保険者数	(人)	2,142	2,096	2,070	2,039	2,010	1,954
要支援認定者数	(人)	96	104	109	109	105	102
事業対象者数	(人)	8	8	9	9	9	8
通いの場 利用者数(延)	(人)	1,605	1,780	1,800	1,800	1,800	1,800
介護予防ボランティア数	(人)	19	18	18	18	18	18

4-2 地域で支え合うまちづくり(地域包括ケア体制)の推進

(1)地域包括支援センターの運営

総合的な相談窓口機能として、高齢者のみにとらわれることなく、幅広い総合相談・支援を行っています。個々のニーズが多様化しており、困難事例も多くなってきています。

今後は、より包括的なマネジメントの実践を行うために、インフォーマルサービスの活用など、社会資源の発掘にも努力し、高齢者1人ひとりの状態の変化に応じた長期的ケアマネジメントを後方支援するため、介護支援専門員の日常的個別指導や支援困難事例等への助言・指導を行い、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等に取り組みます。

また、高齢者虐待に対する早期発見のために、さらなるネットワークの構築を図ります。

図表 4-3 地域包括支援センターの体制

設置方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 久米南町役場保健福祉課内に設置します。 ● 現状の直営方式で運営します。
基本的な機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防ケアマネジメント ● 高齢者に対する総合相談・支援事業 ● 高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業 ● 地域の介護支援専門員の支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ● 地域ケア会議の充実 ● 在宅医療・介護連携の推進 ● 認知症施策の推進 ● 生活支援サービスの体制整備
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 人員配置は、町職員で対応します。 ● 主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名、社会福祉士1名及び兼務として事務職員2名、保健師3名、管理栄養士1名で対応しており、今後も必要な人材の確保に努めます。 ● 看護師も要介護認定調査へ出向くなど、高齢者の体調管理への助言等を行います。 ● 幅広い施策の実施と相談体制が重要であるため、今後も、主任介護支援専門員を含め、3職種が常勤できる体制を目指します。

<p>①地域包括支援センター運営協議会の設置</p>	<p>地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、地域包括支援センター運営協議会を設置し、年1回運営に関する協議を行っています。</p> <p>今後も地域包括支援センターが中立性を確保し、公正な運営の継続ができるよう、事業内容をチェックし、より具体的な目標設定・評価を行い、関係機関との連携・支援を行います。</p>
<p>②総合相談支援事業・権利擁護事業</p>	<p>高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスの提供や関係機関につなげる等の支援を行います。</p> <p>また、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業などの権利擁護を目的としたサービスや仕組みを有効に活用し、適切なサービス提案や関係機関との連携を図り、支援を行います。社会資源が不足している中、近年利用者のニーズも多種多様となっており、いかに個々の利用者に対応していくかがとても重要となっています。</p> <p>権利擁護業務については、消費者被害、高齢者虐待の報告件数はごくわずかですが、民生委員、愛育委員などを中心とした地域住民への研修も行い、早期発見に努めます。</p> <p>個々のニーズに対応するため、幅広い知識とネットワークが必要となってきます。そのためにも、社会福祉協議会や介護以外の職種との連携も密に行いながら、適切な支援を行っていきます。</p>
<p>③包括的・継続的ケアマネジメント支援</p>	<p>主治医と介護支援専門員の連携、在宅と施設の連携など、利用者1人ひとりについて主治医や介護支援専門員などのさまざまな職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的に支援します。</p> <p>特に医療機関との連携を密に行うように進めていきます。</p>
<p>④地域ケア会議の制度化による強化</p>	<p>本町では、自立支援を重視したケアプランに基づく個別事例の検討を行う「地域ケア個別会議」、地域に必要と考えられる資源の開発・政策を立案・提言する「地域ケア推進会議」を開催しています。</p> <p>今後も、地域包括ケア体制づくりを目指して、関係機関が福祉課題に向けた連携を協議する場として充実します。</p>

図表 4-5 地域ケア会議の目標値

		実績	見込み	第8計画(目標値)			参考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
地域ケア個別会議 開催回数	(回)	7	4	4	4	4	4
地域ケア推進会議 開催回数	(回)	1	1	1	1	1	1

(2)在宅医療・介護連携の推進

令和7年度には、いわゆる“団塊の世代”のすべての人が75歳以上となり、地域において疾病や要介護状態にある高齢者数が増加することが予想されています。

このような中で、在宅医療の提供を含む包括ケアを、地域でこれまでの生活との継続性をもって実現するための体制を整え、維持していくことを目標とします。

本町では、平成26年3月に「久米南町医療と福祉の連携推進協議会」を設置し、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護事業者等の介護関係職種と医療関係職種が協議できる場を構築しています。

今後も連携を進めるための協議や検討を行います。

(3)認知症施策の推進

認知症の人は、一般的に加齢に従って多くなり、高齢化の進展に伴い大幅に増加することが考えられます。認知症の予防についてもより一層施策を充実することが必要です。

また、認知症の人が尊厳を保ちながら穏やかに生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、すべての町民が認知症について理解し、地域全体で認知症の人を支えていくことが重要です。

これらを踏まえ、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、認知症の人やその家族に早期に関わりサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置するなど、認知症施策に積極的に取り組みます。

また、認知症の人の地域での生活を支援できるよう、介護保険対象外のサービスの充実やボランティアによる日常的なサポートも含めた総合的なサービス提供体制の整備を図ります。

①啓発活動の推進	<p>広報紙やリーフレットにより、認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、早期発見による治療の促進や認知症を予防する生活習慣を定着させていくために、正しい知識を広く普及・啓発します。</p> <p>今後も認知症地域支援推進員が中心となって、講座や地域活動に出向くなど、啓発活動を推進します。</p>
----------	--

②認知症ケアパスの作成	<p>認知症が発症したとき、その進行状況に応じて、どのような医療・介護サービスを利用すればいいのかを標準的に示した「認知症ケアパス」を活用します。</p>
③認知症予防活動の促進	<p>認知症には予防と早期発見、適切な治療、早期サービス導入が重要なため、相談窓口のPRと訪問活動や認知症疾患医療センターの利用促進をしています。</p> <p>また、物忘れ講座や認知症カフェを実施するとともに、精神保健相談として、認知症相談日を月1回実施し、専門医師の相談も行っています。</p> <p>今後は、デイサービスや健康教育の中で、認知症予防を目的とするプログラムを導入し、高齢者の生活習慣の改善を図ります。</p> <p>また、地域包括支援センター職員が、認知症予防に係る研修などにも積極的に参加し、知識の向上を図っています。今後は、研修で得た知識（水分補給及び食事と適度な運動など）を広く呼びかけ、認知症予防の推進に努めます。</p> <p>さらに、認知症を引き起こす可能性がある閉じこもりを予防するため、保健師や地域包括支援センター職員等が定期的に訪問し、相談やデイサービス等に参加するよう呼びかけるとともに、地域サロンの活性化を行います。</p>
④認知症対応型グループホームの運営指導	<p>本町にあるグループホームの入居、運営状況及び入居者の現状等について、定期的に運営推進会議を開催しています。</p> <p>今後も高齢者のニーズと事業者の参入動向を把握するとともに、近隣市町村との連携を図りながら、適正な運営が図られるよう指導・助言を行います。</p>
⑤地域における見守りネットワークの構築	<p>生協、郵便局、農協、新聞販売所との見守り協定を結び、地域で発生するさまざまな問題の早期発見につなげています。</p> <p>今後も地域全体で見守る体制を継続するとともに、顔見知りの地域住民による訪問や声かけなど、認知症の予防や早期発見を行います。</p> <p>あわせて、地域福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを推進します。</p>

(4)生活支援サービスの基盤整備

生活支援サービスの充実に向けて、基盤整備を進めていきます。近隣住民、老人クラブ、民生委員などの参加による見守り、支援のできるまちづくりの普及・啓発に努めます。

また、地域における支えあいの体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターを1名配置しています。

さらに、介護予防・生活支援サービスの事業主体や生活支援コーディネーター等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場の中核となる「協議体」を設置しています。

(5)権利擁護の推進

介護保険によるサービス利用は、利用者と事業者の契約制度で成り立っています。しかし、認知症高齢者等の自己決定能力が低下している方にとっては、自らの判断で適切にサービスを選択したり、契約したりすることが困難で、有効なサービス提供が受けられない場合があると考えられます。本町でも、認知症高齢者の増加や1人暮らし世帯の増加に伴い、権利擁護の必要性がある利用者が年々増加しています。

介護サービス等について、本人の意思による自由な選択の意義を踏まえながら、福祉サービスの利用援助を行う権利擁護システムの確立を図ります。

また、地域包括支援センター等の関係機関と権利擁護に関わる課題や情報を共有するとともに、権利擁護に関する中核機関の設置を目指します。

さらに、関係各課等との連携を図り、高齢者の意思が尊重されるよう高齢者の人権尊重の啓発に努めるとともに、近年増加傾向にある高齢者虐待問題についても対応します。

<p>①成年後見制度・権利擁護 事業利用支援</p>	<p>地域包括支援センターにおいて、社会福祉協議会や各種関係機関と連携しながら、成年後見制度や権利擁護事業について利用案内等の支援を行います。</p> <p>また、成年後見制度の利用及び支援について制度化し、当該制度を必要とする人の調査や支援を行います。</p>
<p>②成年後見制度の普及・啓 発と相談</p>	<p>成年後見制度の個別の相談会や関係者への研修会、一般住民への講演会等を開催し、普及・啓発を進めるとともに、各種会合等でも啓発活動を行い、成年後見制度の理解を深めていきます。</p>

<p>③高齢者の虐待防止</p>	<p>本町で確認される高齢者虐待に係る通報等の件数は多くはありませんが、早期発見及び未然に虐待を防ぐことができるよう、虐待防止に向けた普及・啓発を行っています。</p> <p>早期発見に向けた地域とのネットワークの構築が求められており、今後も各種団体や関係機関と連携し、地域による虐待防止、早期発見等ができるような体制づくりに努めます。</p> <p>また、高齢者の増加に伴い家族支援は重要であり、早期対応・サービス導入、介護者の会・相談会等の対応が必要となります。リーフレットの作成や講演会等の開催など、高齢者虐待防止の普及・啓発活動を引き続き実施し、地域全体で虐待防止、早期発見・早期対応についての意識を高めます。</p>
------------------	---

(6) 家族支援等その他の事業

<p>①在宅介護者手当支給事業</p>	<p>要介護4または5に認定された方を在宅で介護している介護者に対して、身体的、精神的、経済的な軽減を図るとともに在宅福祉の増進を図るため、在宅介護者手当を支給しています。</p> <p>要介護認定者の増加に伴い、事業の普及・啓発を図り、介護者の支援を行っていきます。</p> <p>24時間介護にあたっている家族への精神的・身体的負担を少しでも取り除くため、在宅介護を続けられている介護者に対し支援を行っていきます。</p>
---------------------	---

4-3 生きがいづくりの推進

(1)生涯学習活動の充実

学習意欲を持つ高齢者の生涯学習の機会を提供するため、本町では文化協会が設立され、書道や川柳、短歌等の集まりのほか、さまざまな講演会が開催されています。

文化協会への登録者数は約19団体、360名程度で推移しており、文化意識の高さがうかがえます。しかし、どの団体も新規登録者が少なく、活動存続が課題となっています。

今後は、既存の団体の活動を広く周知し、参加への声かけを行うだけでなく、活動内容の充実を図り、誰でも気軽に参加できるような態勢を築いていきます。

(2)生涯スポーツの充実

健康のためには、日頃の健康管理や規則正しい生活を送るだけでなく、適度にからだを動かし、楽しく汗を流すことが必要です。本町では、生涯学習の推進とあわせて、生涯スポーツの推進にも取り組んでいます。

現在、ゲートボールやグラウンドゴルフが主な活動になっていますが、より多くの高齢者が無理なく、楽しくからだを動かすことができるようなメニューを提案し、幅広い活動になるよう取り組んでいます。

(3)就労の場の提供

高齢者の働く意欲を支援することにより、高齢者の持っている経験や知識を有効に活用することにつながります。また、高齢者の経済的自立の観点からも重要です。

現在、高齢者の就労の場としてはシルバー人材センターが中心になっており、その就業延べ人員は年間1,000人程度となっていますが、年々登録者数が減少しているのが現状です。

就労の場が限られている本町において、シルバー人材センターは高齢者の働く場として中心的な役割を持つものであることから、高齢者の経験や知識を重要な資源と捉え、その資源を眠らせることなく活用できるよう推進します。

(4)交流活動の充実

高齢者が日々の生活をより充実させていくためには、1人きりで家に閉じこもったりせず、高齢者の豊富な経験や知識を生かし、世代を超えた多くの交流が認知症予防の観点からも重要といえます。

また、各地区でのサロンの参加者や生きがいデイサービスの登録者の確保に向けた取り組みが求められています。

今後は、高齢者の外出機会を創出し、交流の場を提供するため、参加者の増加が図れるような内容の充実に努めるだけでなく、文化協会等の協力を得て、加盟団体への参加体験の場を提供してもらうよう進めていきます。

また、保育園や小学校、地域での川柳づくりなど、地域文化の伝承を三世代で行うことにより、世代間の交流を図ります。

さらに、生きがいデイサービスも高齢者の交流の場となっていることから、新規登録者の確保とともに、男性の参加率をより高めていくための広報活動を充実させ、参加率向上に努めます。

4-4 安心して暮らせる環境整備の推進

(1)介護保険サービスの充実

①予防給付サービス、介護給付サービスの提供	<p>予防給付による適切な介護予防プランの作成とケアマネジメント（地域包括支援センター）により、明確な目標を設定し、利用者の状態の維持・改善を図る適正なサービス提供を目指します。利用者の状態像の特性を踏まえ「本人のできることはできる限り本人が行う」ことを基本とし、介護サービスを提供します。</p>
②介護給付サービスの提供	<p>住み慣れた地域や住まいでできるだけ長く過ごせるよう、在宅介護を推進するとともに、必要な介護給付サービスの充実を目指します。</p>
③地域密着型サービスの提供	<p>本町には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2ユニット（定員18名）整備されており、適正な整備量と把握しています。居住費・食費の軽減措置がないグループホームに対して、助成制度を設け、低所得者への経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、地域密着型サービスの適正な運営のために、地域密着型サービス運営委員会で新規に参入する事業者のサービス運営や内容について審査を行い、基準に従って適切な事業運営を行うことができる事業者を指定します。</p>

<p>④給付の円滑な提供</p>	<p>介護が必要になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの質と量の確保に努めます。</p> <p>本町では、介護給付適正化の強化の一環として、給付費の通知を年間4回利用者に送付しています。</p> <p>今後も、町民の誰もが質の高いサービスを受けられるよう、情報開示を進め、介護サービスの評価や適正化に努めるとともに、利用者が等しく適切なサービスの提供を受けられるように、各種事業所への助言等も積極的に行っていきます。</p> <p>また、要介護者等の心身の状況・環境に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、保健・医療・福祉のサービス事業者等の連携強化を図っていきます。</p>
<p>⑤相談、苦情処理の体制づくり</p>	<p>町民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口の体制づくりに努めます。</p> <p>また、町内の関係団体・サービス事業者・保健福祉事業従事者など、地域の多くの関係者からの意見収集に努めます。</p>
<p>⑥介護サービスの安全性の向上</p>	<p>介護サービス提供時の事故を防止するため、ケアマネジャーやサービス事業者等への啓発を行うとともに、事例検討や意見交換の機会を設けるなど、事故防止と緊急時の対応能力を高め、サービス提供時の安全性の確保に努めます。</p>
<p>⑦介護人材の確保に向けた取り組み</p>	<p>介護従事者の質の向上やよりよいサービスの提供につながるため、各種研修や講座等の開催、情報提供などを行い介護従事者の育成を支援します。</p> <p>また、関係機関と連携し、学生を対象とした施設等の見学・体験ツアーの実施検討など、介護を支える基盤である介護従事者の確保に努めます。</p>
<p>⑧業務効率化の推進</p>	<p>介護現場の業務効率化を支援するため、国や県と連携しつつ、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化やICT等の活用等によるペーパーレス化等を推進します。</p>

(2)生活支援の推進

介護保険対象外サービスが介護保険サービスと補い合い、効果的かつ効率的に提供されるよう、総合的な保健福祉施策を展開します。

①高齢者の外出支援	<p>高齢者や身体障害のある人が安心して医療機関や官公庁、買い物等に出かけられるよう公共交通として、デマンド交通「カッピのりあい号」や「混乗型スクールバス」を運行しています。今後も、誰もが利用しやすい交通手段となるよう充実を図ります。</p> <p>また、公共交通の利用が困難な介護度の高い人（要介護4、要介護5）を対象にタクシー利用券を配布し、支援します。</p>
②緊急通報体制の整備	<p>1人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などで、必要に応じ緊急通報体制の整備として緊急通報装置等の購入に補助をし、急病や災害時に備えます。</p> <p>今後も緊急通報装置を設置されている方には引き続き支援を続けていきます。また、緊急告知放送端末への移行や安心して利用していただくための広報を行います。</p>
③高齢者日常生活用具の購入助成事業	<p>町の単独事業として、介護保険給付の対象とならない日常生活用具（IHコンロ、火災警報器、自動消火器に限る。）の購入費用の助成を行い、日常生活の支援を継続して行います。</p>
④認知症高齢者の生活の質向上に資する事業	<p>平成13年度から認知症訪問事業に取り組んでおり、毎月1回専門医による相談を実施しています。当事者及び家族の相談内容により、治療ルートに乗せたり、生活改善を指導したりして重症化の予防に努めています。</p> <p>令和元年度は延74ケースの相談を受けており、高齢化に伴い、相談件数は年々増加傾向にあります。また、重症化のケースも少なくありません。</p> <p>今後も認知症高齢者の実態把握、認知症介護者等を支援するため、相談窓口の周知や早期対応のためのマニュアルの作成をはじめ、専門医や保健師が直接家庭を訪問し、相談、助言等を行います。</p>

⑤高齢者虐待防止の促進	<p>認知症高齢者の増加、老々介護、長期にわたる介護疲れにより、虐待に類似する事案も増えています。</p> <p>介護者のつどいなどを積極的に開催し、介護者の気持ちの変化を早期に感じ取ることで、虐待の早期発見や防止に努めます。</p>
⑥養護老人ホーム	<p>令和元年度の入所者は 23 名で1人暮らし高齢者の入所が増加しています。今後もより地域に目を向け、希望者のニーズの把握に努めます。</p>

図表 4-6 生活支援サービスの目標値

			実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
タクシー利用券	実利用者数	(人)	28	20	20	20	20	15
緊急通報体制等整備事業	実利用世帯数	(世帯)	2	0	1	1	1	1
日常生活用具購入助成事業	実利用者数	(人)	0	0	1	1	1	1
配食サービス事業	実利用者数	(人)	49	34	35	35	35	30
	延利用食数	(食)	1,871	1,300	1,500	1,500	1,500	1,300
生きがいデイサービス	実利用者数	(人)	50	38	38	38	38	35
	延利用者数	(人)	1,214	750	1,000	1,000	1,000	800
生活管理指導員派遣事業	実利用世帯数	(世帯)	0	0	1	1	1	1
	延利用回数	(回)	0	0	24	24	24	24

図表 4-7 養護老人ホームの目標値

			実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
町外	か所数	(か所)	3	3	3	3	3	3
	入所者数	(人)	23	23	23	23	23	21

図表 4-8 軽費老人ホーム、老人福祉センターの目標値

			実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
軽費老人ホーム		(人)	14	15	16	16	16	16
老人福祉センター		(か所)	1	1	1	1	1	1

(3)安心生活のための環境整備

①福祉の心の育成	<p>福祉教育の振興として、子どもたちの福祉体験学習を通じた地域福祉への理解と関心を高めることが重要です。</p> <p>本町では、ボランティアセンターと社協職員が連携しながら各地区小学校へ車いす体験学習等の福祉教育の出前講座を行っています。また、各地域の福祉のまちづくり推進協議会が中心となって、さまざまな交流会などを行っています。地域間格差があるため自立支援をサポートすることが課題となっています。</p> <p>今後は、地域間格差を解消し、全地域が福祉活動の充実促進を図れるよう、ボランティア活動等の広報・相談やリーダー養成を行っていきます。</p> <p>また、各地域の福祉のまちづくり推進協議会が中心となって、ふれあい交流、高齢者等の見守り・支援など、地域福祉活動の一層の充実を推進します。</p> <p>ボランティア活動についても、関係機関相互の効果的な連携を図り、ボランティア活動に対する広報、相談、リーダーの養成等を行いながら基盤の整備を図ります。</p>
②住宅環境の整備	<p>高齢者の住まいの多くは「持ち家」ですが、老朽化や段差など不便な点も多く、住宅改修を必要とする人が多数存在します。要介護状態になる原因の1つに「転倒・骨折」があり、ほとんどが住居内で発生していることから、住宅改修の相談、支援を積極的に行います。</p>
③生活環境の整備	<p>高齢者が住み慣れた地域でいきいきした活動を継続していくには、公共施設のみならず、民間施設のバリアフリー化も求められており、高齢者が生活しやすい環境の整備を推進することが重要です。</p> <p>町道等の整備を計画的に行うとともに、関係機関と協議しながら整備を促進します。</p>
④安全対策の推進	<p>振り込め詐欺等の対応について、担当課や消費生活センター等と連携を図り、被害防止に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、高齢者の交通事故が増加傾向にある中、地域の会合等に出向き、事故防止の啓発活動を積極的に行います。</p>

<p>⑤感染症対策の推進</p>	<p>新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症対策にあたっては、町民へ「新しい生活様式」の日常への取り入れを周知します。</p> <p>また、医療や福祉、介護関係の事業所等に対しては、「感染拡大防止ガイドライン」など各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促進します。</p>
------------------	---

第5章 介護保険事業の推進

5-1 介護サービス事業量の見込み

(1) 居宅サービス

要支援1～2認定者を対象とした予防給付では、これまでの実績等を基本に介護予防福祉用具貸与を中心にサービスの利用を見込みます。

要介護1～5認定者を対象とした介護給付では、福祉用具貸与のほか、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所生活介護など多様なサービスの利用を見込みます。

① 予防給付

図表 5-1 予防給付の見込量

		第8期計画			参考	
		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護予防 訪問入浴介護	回数 (回/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	回数 (回/月)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数 (人/月)	1	1	1	1	1
介護予防 訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 居宅療養管理指導	人数 (人/月)	1	1	1	1	1
介護予防 通所リハビリテーション	人数 (人/月)	7	7	7	7	6
介護予防 短期入所生活介護	日数 (日/月)	24.0	24.0	24.0	18.0	18.0
	人数 (人/月)	4	4	4	3	3
介護予防 短期入所療養介護(老健)	日数 (日/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護(病院等)	日数 (日/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護(介護医療院)	日数 (日/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	人数 (人/月)	43	44	41	41	34

		第8期計画			参考	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
特定介護予防 福祉用具購入費	人数 (人/月)	2	2	2	2	2
介護予防 住宅改修費	人数 (人/月)	2	2	2	2	2
介護予防 特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	2	2	2	2	2
介護予防 認知症対応型通所介護※	回数 (回/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型共同生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数 (人/月)	47	47	45	44	37

※地域密着型サービス

②介護給付

図表 5-2 介護給付の見込量

		第8期計画			参考	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
訪問介護	回数 (回/月)	1,134.5	1,134.5	1,140.7	1,034.3	929.3
	人数 (人/月)	52	52	53	48	42
訪問入浴介護	回数 (回/月)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数 (人/月)	1	1	1	1	1
訪問看護	回数 (回/月)	149.2	149.2	153.4	150.8	155.0
	人数 (人/月)	20	20	21	20	21
訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数 (人/月)	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	人数 (人/月)	32	32	32	31	27
通所介護	回数 (回/月)	448.9	455.6	464.9	424.6	395.0
	人数 (人/月)	51	52	53	47	43
通所リハビリテーション	回数 (回/月)	167.5	167.5	172.0	145.8	137.6
	人数 (人/月)	23	23	24	19	18
短期入所生活介護	日数 (日/月)	386.7	386.7	398.9	359.5	353.8
	人数 (人/月)	37	37	38	35	34

		第8期計画			参考	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
短期入所療養介護(老健)	日数 (日/月)	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
	人数 (人/月)	1	1	1	1	1
短期入所療養介護(病院等)	日数 (日/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数 (日/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数 (人/月)	127	126	129	129	121
特定福祉用具購入費	人数 (人/月)	2	2	2	2	2
住宅改修費	人数 (人/月)	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	25	25	25	24	23
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護※	回数 (回/月)	896.4	896.4	904.7	897.8	819.9
	人数 (人/月)	88	88	88	85	76
認知症対応型通所介護※	回数 (回/月)	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護※	人数 (人/月)	2	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護※	人数 (人/月)	18	18	18	18	18
地域密着型 特定施設入居者生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0	0
居宅介護支援	人数 (人/月)	177	176	180	177	162

※地域密着型サービス

(2)施設サービス

現行のサービス提供基盤を基本に介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の利用を見込みます。

図表 5-3 施設サービスの見込量

		第8期計画			参考	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
介護老人福祉施設	人数 (人/月)	88	89	90	85	71
介護老人保健施設	人数 (人/月)	27	27	27	27	25
介護医療院	人数 (人/月)	2	2	2	3	3
介護療養型医療施設	人数 (人/月)	0	0	0		—

(3)地域密着型サービスの整備計画

第8期計画の期間中には新たな施設整備は想定していませんが、住み慣れた地域で十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス提供体制の充実に努めます。

図表 5-4 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備計画

(単位:か所、人)

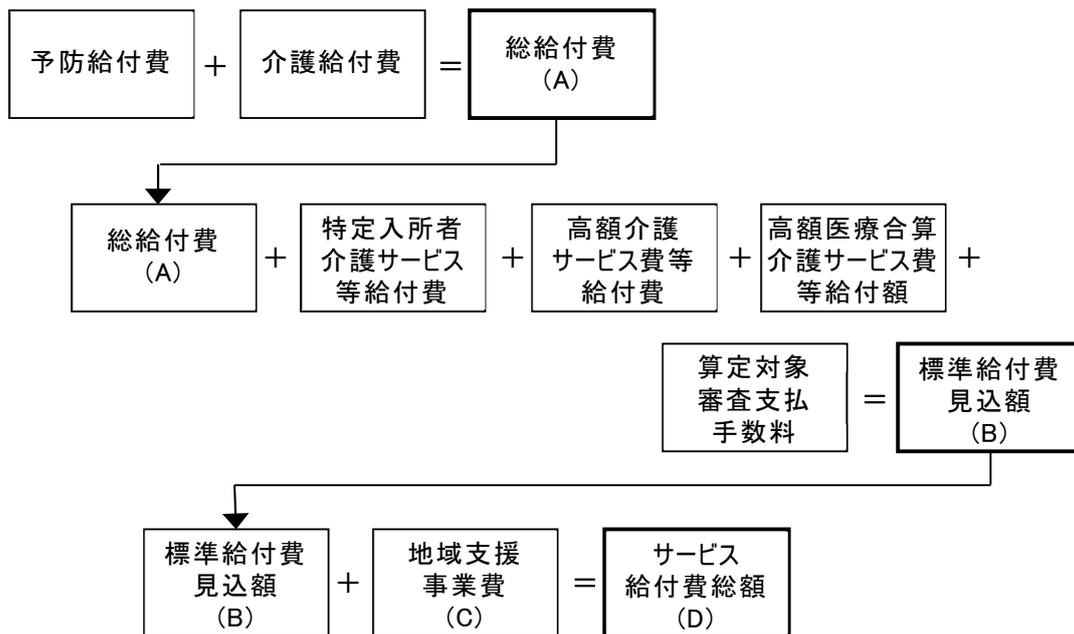
		既存施設	第8期計画期間中の整備				総計
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	施設数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	施設数	5	0	0	0	0	5
	定員数	49	0	0	0	0	49
認知症対応型通所介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	18	0	0	0	0	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0

5-2 サービス給付費総額

介護保険サービスのサービス給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費を含む）を加算して算出します。

以下の数式で算出した第8期介護保険事業期間（令和3～5年度）のサービス給付費総額は2,696,338,313円（3か年分）です。

図表 5-5 サービス給付費総額の算出フロー



(1) 予防給付費

図表 5-6 予防給付費

(単位:千円)

	第8期計画			参考	
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	184	184	184	184	184
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	125	125	125	125	125
介護予防通所リハビリテーション	3,477	3,479	3,479	3,479	2,982
介護予防短期入所生活介護	1,970	1,971	1,971	1,478	1,478
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,158	2,214	2,062	2,079	1,717
特定介護予防福祉用具購入費	840	840	840	840	840
介護予防住宅改修費	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944
介護予防特定施設入居者生活介護	1,495	1,496	1,496	1,496	1,496
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	2,484	2,485	2,379	2,326	1,956
合計(予防給付費)	14,677	14,738	14,480	13,951	12,722

(2) 介護給付費

図表 5-7 介護給付費

(単位:千円)

	第8期計画			参考	
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
介護サービス					
訪問介護	38,226	38,247	38,643	35,404	31,740
訪問入浴介護	598	598	598	598	598
訪問看護	8,570	8,575	8,921	8,784	9,130
訪問リハビリテーション	142	142	142	142	142
居宅療養管理指導	4,272	4,275	4,275	4,152	3,660
通所介護	43,065	43,633	45,101	41,881	39,345
通所リハビリテーション	17,773	17,783	18,186	15,734	14,896
短期入所生活介護	41,073	41,096	42,544	38,363	37,775
短期入所療養介護(老健)	957	958	958	958	958
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	19,290	18,844	19,544	19,974	19,398
特定福祉用具購入費	768	768	768	768	768
住宅改修費	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246
特定施設入居者生活介護	51,452	51,480	51,480	49,618	47,755
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	87,359	87,407	88,649	89,494	82,862
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	5,986	5,990	5,990	5,990	5,990
認知症対応型共同生活介護	53,271	53,300	53,300	53,300	53,300
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	281,323	284,697	287,624	271,533	226,864
介護老人保健施設	90,682	90,732	90,732	90,732	83,716
介護医療院	9,280	9,285	9,285	14,084	14,084
介護療養型医療施設	0	0	0	—	—
居宅介護支援	27,454	27,229	27,944	27,611	25,554
合計(介護給付費)	782,787	786,285	795,930	770,366	699,781

(3) 総給付費

図表 5-8 総給付費

(単位:千円)

	第8期計画			参考	
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
総給付費(A)	797,464	801,023	810,410	784,317	712,503
予防給付費	14,677	14,738	14,480	13,951	12,722
介護給付費	782,787	786,285	795,930	770,366	699,781

※端数処理により合計は一致しない

(4) 標準給付費見込額

図表 5-9 標準給付見込額

(単位:円)

	第8期計画			参考	
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
総給付費(A)	797,464,000	801,023,000	810,410,000	784,317,000	712,503,000
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	43,150,413	39,217,777	39,448,003	38,485,192	34,283,162
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	17,855,530	17,783,295	17,783,295	17,081,815	15,285,583
高額医療合算 介護サービス費等給付額	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,045,916	2,725,623
算定対象審査支払手数料	770,000	770,000	770,000	663,320	593,530
審査支払手数料支払件数	11,000件	11,000件	11,000件	9,476件	8,479件
標準給付費見込額(B)	863,039,943	862,594,072	872,211,298	843,593,243	765,390,898

※端数処理により合計は一致しない

(5) 地域支援事業費

図表 5-10 地域支援事業費

(単位:円)

	第8期計画			参考	
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
地域支援事業費(C)	32,831,000	32,831,000	32,831,000	30,408,159	24,004,457
介護予防・日常生活支援 総合事業費	16,524,000	16,524,000	16,524,000	15,008,560	11,617,686
包括的支援事業(地域包括支 援センターの運営)及び任意 事業費	13,380,000	13,380,000	13,380,000	12,472,599	9,459,771
包括的支援事業(社会保障充 実分)	2,927,000	2,927,000	2,927,000	2,927,000	2,927,000

※端数処理により合計は一致しない

(6) サービス給付費総額

図表 5-11 サービス給付費総額

(単位:円)

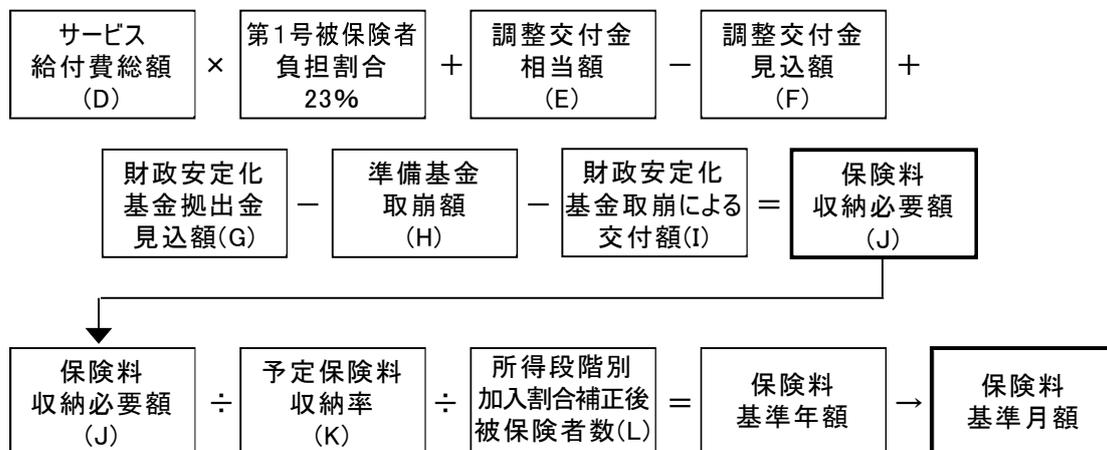
	第8期計画			参考	
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
サービス給付費総額(D)	895,870,943	895,425,072	905,042,298	874,001,402	789,395,355
標準給付費見込額(A)	863,039,943	862,594,072	872,211,298	843,593,243	765,390,898
地域支援事業費(C)	32,831,000	32,831,000	32,831,000	30,408,159	24,004,457

※端数処理により合計は一致しない

5-3 第8期計画における第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の保険料は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準月額を算出します。

図表 5-12 第1号被保険者の保険料基準月額算出フロー



(1)所得段階区分及び保険料率

負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階別被保険者の割合を踏まえ、保険料率を以下のように設定します。

図表 5-13 所得段階区分及び保険料率

所得段階	所得段階の内容	保険料率 (基準額に対する割合)
第1段階	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.50
第2段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.75
第3段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額 × 0.75
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） 本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.90
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） 本人年金収入等 80 万円超	基準額 (1.00)
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円未満	基準額 × 1.20
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.50
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 320 万円以上	基準額 × 1.70

図表 5-14 所得段階別被保険者数の推計値

(単位:人)

	第8期計画					
	R3 年度		R4 年度		R5 年度	
第1段階	288	13.9%	283	13.9%	281	14.0%
第2段階	280	13.5%	270	13.2%	262	13.0%
第3段階	305	14.7%	295	14.5%	287	14.3%
第4段階	126	6.1%	124	6.1%	118	5.9%
第5段階	314	15.2%	312	15.3%	312	15.5%
第6段階	389	18.8%	387	19.0%	385	19.2%
第7段階	232	11.2%	232	11.4%	231	11.5%
第8段階	72	3.5%	72	3.5%	71	3.5%
第9段階	64	3.1%	64	3.1%	63	3.1%
合計	2,070	100.0%	2,039	100.0%	2,010	100.0%

※端数処理により合計は一致しない

(2) 保険料収納必要額

図表 5-15 保険料収納必要額

(単位:円)

		第8期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
サービス給付費総額(D)	2,696,338,313	895,870,943	895,425,072	905,042,298
第1号被保険者負担分相当額	620,157,812	206,050,317	205,947,767	208,159,729
調整交付金相当額(E)	132,370,866	43,978,197	43,955,904	44,436,765
調整交付金見込額(F)	280,067,000	95,960,000	92,923,000	91,184,000
調整交付金見込交付割合	—	10.91%	10.57%	10.26%
75歳以上加入割合補正係数	—	0.7710	0.7845	0.7973
所得段階別加入割合補正係数	—	0.9638	0.9661	0.9675
財政安定化基金拠出金見込額(G)	0	—	—	—
財政安定化基金拠出率	0.0%	—	—	—
財政安定化基金償還金	0	—	—	—
準備基金残高(前年度末の見込額)	37,340,256	—	—	—
準備基金取崩額(H)	10,000,000	—	—	—
財政安定化基金取崩による交付額(I)	0	0	0	0
審査支払手数料1件あたり単価	—	70	70	70
審査支払手数料支払件数	33,000件	11,000件	11,000件	11,000件
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
市町村特別給付等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	3,000,000	—	—	—
保険料収納必要額(J)	459,461,678	—	—	—

※端数処理により合計は一致しない

(3) 保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

図表 5-16 保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

(単位:人)

		第8期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
予定保険料収納率(K)	99.00%	—	—	—
所得段階別 加入割合補正後被保険者数(L)	5,913	1,995	1,972	1,946

(4) 第1号被保険者保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第8期介護保険事業期間（令和3～5年度）の第1号被保険者介護保険料基準月額は、6,600円となります。

また、消費税による公費を投入して低所得者（保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの者）の保険料の軽減を行っており、第8期期間中も継続して実施します。

図表 5-17 所得段階区分及び保険料

所得段階	所得段階の内容	保険料率	第8期計画（R3～5年度）	
			月額	年額
第1段階	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.50 (0.30)	3,300円 (1,980円)	39,600円 (23,760円)
第2段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.75 (0.50)	4,950円 (3,300円)	59,400円 (39,600円)
第3段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.75 (0.70)	4,950円 (4,620円)	59,400円 (55,440円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） 本人年金収入等80万円以下	0.90	5,940円	71,280円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる） 本人年金収入等80万円超	1.00	6,600円	79,200円
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.20	7,920円	95,040円
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	8,580円	102,960円
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	9,900円	118,800円
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上	1.70	11,220円	134,640円

※（ ）は、軽減後の数値

(5)令和7年度、令和 22 年度の第1号被保険者保険料基準額

第8期計画期間（令和3～5年度）の推計を延長して求めた令和7年度の第1号被保険者介護保険料基準月額が6,890円、令和22年度の保険料基準月額は8,748円と見込んでいます。

5-4 介護給付適正化の推進

(1)要介護認定の適正な実施

適切な要介護認定調査を行うため、認定調査員の定期的な研修会の受講を推進します。

また、委託している更新申請については、提出される認定調査票の確認を行うとともに、適正な介護認定審査会の運営に努めます。

(2)ケアプランの点検

要介護認定者等の状態に応じた適切なサービスの利用ができるようにするとともに、保険給付の適正化を図るため、居宅サービスの土台となるケアプランの点検を行い、質の向上を図ります。

図表 5-18 ケアプランの点検の目標値

	実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考	
			R1年度	R2年度	R3年度		R4年度
点検数	(件)	41	50	50	50	50	50

(3)住宅改修等の点検

住宅改修費、福祉用具購入費、福祉用具貸与費の給付に関し、申請書をもとに給付の必要性を確認するとともに、必要に応じて調査を行います。

(4)医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合により要介護認定者等やサービスごとの利用者、給付費等の実績の分析・評価を行い、疑義のある給付について、適正化を図ります。

図表 5-19 医療情報との突合・縦覧点検の目標値

		実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
突合件数	(件)	244	250	250	250	250	250
縦覧点検数	(件)	477	400	450	450	450	450

(5)サービス利用者への介護給付費通知

サービス利用者に対し、費用の給付状況等の利用実績を通知することにより、介護保険制度に対する意識を高めていくとともに、自らが受けているサービスを確認し、適正な請求につなげていきます。

図表 5-20 介護給付費通知の目標値

		実績	見込み	第8期計画(目標値)			参考
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
通知送付回数	(回)	4	4	4	4	4	4

第6章 計画の推進のために

6-1 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組むさまざまな事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。

このため、庁内の関係部署が幅広く連携するとともに、各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取り組みを充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取り組みを進めます。

さらに、県や国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

(3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画に位置づけられた高齢者保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する町民による福祉活動等の取り組みも必要となります。

地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図り、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

6-2 計画の進行管理

本計画の着実な目標実現に向けて、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

(1)高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、本計画に基づいて行われる事業が、目的どおりの成果を上げているかどうかをチェックし、その結果をもとに計画をより実効性のあるものにしていく必要があります。

本計画においても、前期計画と同様に、事業の進行を客観的に管理（評価）できる具体的な目標設定を行い、本計画期間中も、この目標に対する進行管理や評価を適正に行っていきます。

(2)第8期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、計画策定の中心となった「介護保険事業計画策定委員会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

また、地域包括支援センターの運営を中心的に協議する地域包括支援センター運営協議会や、地域密着型サービスの運営・指定を中心的に協議する地域密着型サービス運営推進会議との連携を図りながら、適正な介護保険事業を運営します。

資料編

1 久米南町介護保険事業計画策定委員会

(1)設置要綱

久米南町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 11 年 6 月 24 日

要綱第 3 号

(設置)

第 1 条 久米南町介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定にあたり、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るため、町長の諮問機関として久米南町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 委員会は、事業計画の策定に関し、町長の諮問に応じ審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、町議会議員、医師、老人福祉施設長、民生委員、被保険者等で構成し、町長が任命する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって終了する。ただし、公職にあることにより委嘱又は任命された委員はその職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査員)

第 6 条 事業計画を策定するにあたり、調査、研究に必要な資料等を収集するため調査員を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局を保健福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱の定めによるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月25日要綱第4号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(2)委員名簿

所属機関名	役職名	氏名
久米南町議会 厚生産業常任委員会	委員長	◎南 直樹
久米南町 医師	医師代表	秋田 秀俊
久米南町民生委員児童委員協議会	会 長	○磯山 邦子
久米南町老人クラブ連合会	会 長	磯山 守
久米南町社会福祉協議会	事務局長	福田 美子
社会福祉施設（イーエスサウスヒルズ）	施設長	池本 大二
ホームヘルパー	代 表	井口 佳恵
保健師	代 表	三木 真由美
第1号被保険者 （介護給付等サービス利用者の家族）	代 表	瀧川 信美
第2号被保険者 （介護給付等サービス利用者の家族）	代 表	小坂 幸子

（敬称略）

順不同

◎：委員長、○：副委員長

2 計画策定経過

令和2年	4月～6月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 在宅介護実態調査の実施
	11月 30日	第1回久米南町介護保険事業計画策定委員会 ・委員委嘱 ・会長選出 ・介護保険制度について ・第8期介護保険事業計画の基本的な考え方について ・アンケート調査の結果について ・サービス見込量について
	12月 21日 }	パブリックコメント
令和3年	1月 21日	
	2月 10日	第2回久米南町介護保険事業計画策定委員会 ・計画案について

**久米南町高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画**

発行日：令和3年3月

発行：岡山県 久米南町

編集：久米南町 保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

TEL 086-728-4411

FAX 086-728-4414

(E-mail) hokenfukushi@town.kumenan.lg.jp
